

国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項に規定する学長選考・監察会議として国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）に置く学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「選考会議委員」という。）をもって組織する。

- (1) 経営協議会委員（本学の役員又は職員以外の委員）4人
 - (2) 教育研究評議会評議員（国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第8号までの評議員）4人
- 2 選考会議委員が学長候補者として推薦された場合は、選考会議委員を退かなければならない。
- 3 選考会議委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとする。

(任務)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の解任に関する事項
- (3) 学長の業務執行状況に関する事項
- (4) 学長の選考に関する規程及び国立大学法人法第12条第6項に規定する基準の制定又は改廃に関する事項
- (5) その他選考会議に関し必要な事項

(任命)

第4条 第2条第1項の選考会議委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、教育研究評議会評議員としての任期と同一とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第6条 選考会議に議長を置き、選考会議委員の互選によって定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者が、その職務を代行する。

(定足数)

第7条 選考会議は、選考会議委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第8条 選考会議の議事は、出席選考会議委員の合議により決定する。

- 2 前項の規定により決定できない場合は、議長を含む出席選考会議委員による無記名投票を行い、可否の多数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に掲げる事項について、出席選考会議委員の過半数を得た者がいない場合は、得票多数の2人（末位に得票同数の者が2人以上あるときはそのすべての者を加えるものとする。）について決選投票を行い、得票多数の者を学長候補者として決定する。この場合において、得票が同数のときは、議長が決する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号に掲げる事項については、出席選考会議委員の3分の2以上をもって議決する。

(事務)

第9条 選考会議に関する事務は、関係課等の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月26日から施行する。